

河合町まちづくり基本条例検討審議会 議事録（要旨）

委員会 の 名 称	第7回 河合町まちづくり基本条例検討審議会
開 催 日 時	令4年4月25日（月）10：00～
開 催 場 所	河合町役場3階 第6会議室
出席委員の氏名 及 び 人 数	審議会会長・中川幾郎委員、審議会副会長・清水裕子委員、常盤繁範委員、山本孝典委員、前田昌宏委員、岡宏委員、尾上光子委員、山川裕子委員、西野あすか委員、安田彩子委員、高桑次郎委員 計11名
欠 席 委 員 の 氏 名 及 び 人 数	大西孝幸委員、佐伯誠紀委員、大久保太郎委員 *欠員：吉田勝行委員（老人クラブ連合会推薦）の後任
出 席 職 員 等 の 職・氏名又は人数	＜事務局＞ 副町長 田中敏彦、企画部長 森嶋雅也、政策調整課長 岡田健太郎、 福井敏夫 ＜庁内ワーキンググループ＞ 管財課長 内野悦規、税務課長 松本武彦 ＜運営支援＞ 特定非営利活動法人NPO政策研究所：直田春夫、田中逸郎、谷内博史
公開・非公開の別 傍 聴	・公開（第1回審議会で決定） ・傍聴者 なし
議 題、協 議 事 項	1. 開会 2. 会長挨拶 3. 案件説明及び審議 ①前文について ②条文案について ③逐条解説書案について 4. その他 提言（中間提言）について 5. 閉会
会議の記録（要旨）	
議 事／発 言 者 等	発 言 内 容 等
1. 開会（事務局）	○ 田中副町長あいさつ ○ 事務局人事異動報告 ○ 開会

	○ 出席委員の報告 ・出席委員 11 名 ・過半数の出席であり、設置条例に基づき、本日の審議会が成立していることを報告 ○ 委員交代の報告 ・老人クラブ連合会推薦委員の辞職に伴い、後任を調整中であることを報告
2. 会長あいさつ	
会長	○ これまでの皆様方のご尽力に感謝します。引き続き、今年度中に条例案を完成させるため、全員で取組んでいきましょう。
3. 案件説明及び審議：①前文について	
会長	○ 事務局から資料の説明をお願いします。
事務局	○ 「資料 1」をもとに、前文案を説明。
会長	○ 事務局からの説明に関し、順次ご意見を伺います。
委員	○ 書き出しのところが「古くは旧石器時代から…」とありますが、あまりに昔なので実感がわからないので、古墳群あたりから始めてはどうか。 ○ 「町の課題」のところで、逐条解説書案では「自治体の経営基盤が厳しい」とあるが、これが最大の課題なので何か前文に入れた方がいいのでは。
委員	○ 「町の課題」のところで、「ただ近年では…」とあるのを、「一方近年では…」とした方がいいのでは。
委員	○ 「町の課題」のところに「その礎として…」とあるが、これは課題ではなく、実際に行われていることなので、別に移すか、表現を変えてはどうか。
委員	○ 前文案では「私たち」とあるが、町民憲章では「わたくしたち」となっている。何か意図があるのか。条文でも一部混在しているので、統一してはどうか。
委員	○ 内容的にはこれでいいと思うが、今は箇条書なのを、最終的にはつなげた文章になるので、その段階で、段落等も含めて確認が必要だと思う。

副会長	○ 旧石器時代から続く町というのはすごいことなので、前文に書くことで、もう一度再認識して誇りにすることがいいのでは。
会長	○ 皆さんのご意見を整理します。「私たち」と漢字にするか、ひらがなにするかですが、どちらでも統一すればいいことですが、条例ですので、漢字の方がいいと思います。 ○ 旧石器時代から謳うかどうかですが、現在、旧石器時代のものは残って（保存されて）ありますか。
事務局	○ 詳細は確認しますが、いくつか残っていると思いますので、そこから前文を書き出したものです。
会長	○ 旧石器時代のことが町史に記載され、それが残っているなら、これは大切な歴史・宝なので、前文に記載すべきだと思います。町にお任せしましょう。 ○ 「町の課題」のところですが、委員のご意見のとおり、「ただ近年では」ではなく、「一方、近年では」とするか、接続詞を取って、段落を変えることでいかがでしょうか。また、厳しくなっている自治体経営の認識を入れるかどうかですが、少し工夫・加筆をして、「自立化をめざして」などの文言を入れてはどうでしょうか。
委員	○ 文章の構成を変えてはいかがでしょうか。「町の課題」のところと「今後の方針」のところを整理すれば、わかりやすくなると思います。 ○ 「自立化」と入れると、交付税を必要としない段階まで進むのかといったことまで意見が広がりすぎますので、もう少しトーンダウンして、厳しい財政状況を迎えているくらいの表現がいいのでは。
会長	○ 自治体経営の厳しさについては入れないで、事務局案のままでいいという考え方もありますが、どうするか再度事務局で検討してください。 ○ 「その礎…」は、「今後の方針」の方へ移してください。そのうえで、前文案全体を見て、固めていきましょう。
3. 案件説明及び審議：②条文案について、③逐条解説書案について	
委員	○ 次第では、②条例案について、③逐条解説書案と、審議が分けられているが、「資料2（条例案）」と「資料3（逐条解説書案）」は関連しますので、一緒に議論してはどうか。
会長	○ 皆さんが了解なら、条文ごとに②③両方の意見交換をしましょう。

事務局	○ 「資料 2（条例案）」「資料 3（逐条解説書案）」をもとに説明
委員長	○ 事務局からの説明に関し、ご意見はありますか。
委員	○ 第 1 条に関して、一部重複して長い感じがする。「まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより」を削除し、1 行目の「…基本原則を明らかにし」とあるのを、「…基本原則を定め」としてはどうか。
会長	○ ご指摘をもとに、事務局で条文修正を検討してください。 ○ 次の第 2 条はいかがでしょうか。
委員	○ 第 2 条（2）で「町 町議会及び町の執行機関」とありますが、「執行機関を前にしてはどうか。また、当条文で町議会の定義がないことは理解するが（そのままでいいが）、資料 3「逐条解説書案」13 p では「町議会」の定義・説明を入れてはどうか。
会長	○ 町の構成をいう場合は、議会が最初、次いで執行機関というのは共通ルールです（事務局案のとおり）。逐条解説書 13 p では、「議決機関である町議会」としましょう。
会長	○ 総則部分の議論をしていますが、参考までに申し上げますが、「理念」というのは「重要視する価値」をいい、「原則」というのは「行動するときのルール」をいいます。これを踏まえながら、ご意見を下さい。 ○ 第 3 条はご意見がないので、第 4 条についてですが、ここで「基本原則」が出てきます。
委員	○ これら理念と原則に基づいて、条例施行後どのように進めていくのか、現時点での事務局の考えを教えてください。
事務局	○ 当条例が施行されますと、現行の他条例の点検・改正も必要となってきますので、委員会を立ち上げ諮りながら進めていきたいと考えています。
会長	○ 他都市の事例では、「参加、参画と協働の原則」に関しては、「推進計画」をつくり取り組む事例。「補完性の原則」に関しては、住民自治活動の推進として、別途条例をつくる事例。「情報共有の原則」では、既に情報公開条例があるので、さらに強化するということで、「パブリックコメント」に関する条例を定めるもの。「健全な行政経営の原則」では、中核市以上は義務付けられていますが「包括外部監査」を導入する自治体や、行政評価委員会を立ち上げるなどの事例があります。「環境等の共生の原

	則」では現行の関係条例の見直し等、「多様性尊重の原則」では、外国人、障がい者、子ども、女性などの人権尊重のまちづくりの推進ということで、必要な条例や計画の策定の検討が必要です。
委員	○ 7月～9月に予定されている「タウンミーティング」では、条例ができたら具体的にどうなるのかという質問が出ると思うので、推進のための計画をつくって、やるということを表明する必要があるのでは。
会長	○ ロードマップをつくり、示すということ、事務局よろしく。 ○ 第5条「町民の権利」、ご意見がないようです。確認しておきますが、ここで言う「町民」とは、まちに居住する住民だけではないということ、在勤・在学、事業活動を行っているなど、河合町に関心を持っている人たちも含む。ただし、例えば「町民投票」(36条)でいう町民とは違うということです、誤解のないように。 ○ 第6条から第7条まではご意見がないようです。
委員	○ 第8条「事業者の役割と責務」ですが、事業者とは具体的に誰をさすのでしょうか。
会長	○ 逐条解説書案にあるとおり、「町内で事業を行うもの」で、企業などの営利活動、NPOなどの非営利活動など、個人・法人を問いません。 ○ 順次進めます。後で遡って意見を言うこともありですが、第8条から13条までご意見はないようです。
委員	○ 第14条「審議会等への参加」の2項、「別に条例で定めることにより」という文言を入れてはどうか。前回の審議会でも質疑応答がありましたが、町民からの公募委員を入れるという原則を明確化する意味で。
会長	○ それは、新たに包括的な条例をつくるということでしょうか。その場合、それに適合しない(できない)審議会も多くありますが。それとも、それぞれの審議会設置条例で定めるということになるのか、事務局の見解はいかがですか。
事務局	○ 今後新たに審議会を設置する場合は、法令等で無理な場合を除き、当条例の「原則として公募委員を入れる」に基づく設置条例としていくこととなりますので、このままの条文でいきたいと思います。
委員	○ 逐条解説書案23pに説明されていますが、どういう場合に「除かれる」のかが具体的に書かれていないことを踏まえると、条文で明確に「別

	に条例で定めることにより」を入れることで、将来的な疑義をなくすことができるのでは。
会長	○ ご意見の趣旨はよくわかりますので、法令上から公募委員を入れることができない場合についての「例」を、具体的に逐条解説書案に入れてはどうでしょうか。それではっきりしますので、事務局お願いします。 ○ 次の、15条「町民公益活動」ですが、これはいわゆるNPO活動のことです。自治会・町内会等の活動は次の「住民自治」で謳われています。明確化するために、条文を分けているということです。
委員	○ 15条3項、「必要な措置を講ずるよう努めるものとします」とあるが、今後のタウンミーティングでも具体的にどんな措置が行われるのか問われてくる。そのための検討・準備も含め、ロードマップを示してほしい。
会長	○ これは、参画と協働のための計画をつくって示していくなど、ロードマップの中で、条例策定後の取組みを明記すべき。活動支援でいえば、資金面の支援、活動の場の支援、情報支援、人材支援などですね、これらを計画で示すことが必要です。
委員	○ 町民公益活動とはどのような活動をいうのか、15条の条文に書く方がわかりやすいのでは。
会長	○ 逐条解説書に書くことは必要ですが、条文において「NPO活動」と明記するのは法制上困難ではないでしょうか。「市民（町民）公益活動」とするのが、一般的です。
委員	○ 15条に項を追加し、公益活動（団体）の主なもの、NPOやボランティア団体等を列記してはどうか。
委員	○ 12条1項では、種々書かれておりますが。
会長	○ 事務局補佐をしているNPO政策研究所の見解はいかがですか。
NPO政策研究所	○ 自治体によって様々ですが、第12条で「地域自治団体、ボランティア団体やNPO等」と、「等」としているとおり、該当するすべての活動・団体を記載することはできない。そうした中、多くの法制担当の見解・やり方では、具体名を条文に入れないことが多いようです。そして、逐条解説で主なものを例示するというやり方です。「地域自治団体」も同様です

	ね。例えば、豊中市では「地域自治活動を行うもの」「市民公益活動を行うもの」と条例で書き、具体的な活動・団体名は条文には入れておりません。自治体によって様々だとは思いますが。 ○ 事務局としては、「資料２－１」にあるとおり、「多様な主体」の定義というか、主な活動を第１２条に入れておくことで、以下の条文では入れないという方法を取られていると思います。
事務局	○ その通りです。
会長	○ 事務局の考え方は了解です。そのうえで、第１５条にもＮＰＯ等主だった活動・団体を入れてはどうか、その方がわかりやすいというご意見ですので、再度事務局で検討してください。
副会長	○ 分科会でも同様の議論がありまして、わかりやすくするために１２条で主なものを入れる、ただし、すべてを網羅することはできないので「等」を入れるということでした。
会長	○ 総則の部分で、たとえば「町民」は疑義が生じないように、第２条で定義しているように、ボランティアやＮＰＯの定義をするかどうか、あるいは、疑義は生じないということで、あえて定義しないか。事務局で、再度精査してください。
委員	○ 第１６条ですが、第２項で「住民自治の主体は、多様な主体をさします」とあるが、あえて入れる必要があるのか。
事務局	○ 第１２条で「多様な主体」の定義・例示をしておりますので、ご指摘のとおり、第１６条では必要ないので削除します。
会長	○ 第１７条以降、何かご意見はありますか。念のため申し上げますが、第１８条で「まちづくり協議会」を設けているのは、これは自治会・町内会のことではないということです。もちろん自治会・町内会も主要なメンバーとして協議会に入りますが、種々の活動団体も入ってつくるものです。奈良県内の多くの自治体でも、すでに取り組まれています。
委員	○ 第１９条、これで条文はいいと思いますが、当該大字や自治会、連合の協議会組織に丁寧に説明してください。担当者も含め、共通理解が大事ですので。
会長	○ よろしく申し上げます。というのも、法上の位置づけですが、大字や自

	治会は伝統のある地域の団体ですが、あくまで任意加入の団体です。地域自治活動においては、政治・営利・宗教にかかる活動は控えるべきですが、任意団体ということもあり、曖昧なところも見受けられます。ところが「まちづくり協議会」となりますと、憲法第89条の「公の支配に属する団体」となり、政治・営利・宗教活動はできません。また、情報公開請求や住民監査請求の対象となります。責任が重たくなるということです。その分、行政からの交付金も受給対象となるし、契約の主体にもなれます。今日では、こういった地域活動団体が必要になっているということです。 ○ 順次進めますが、第20条「文化及び生涯学習のまちづくり」、第21条「文化のまちづくり」を入れている自治体は少ない。「文化芸術を創造し享受することが町民の権利である」というのは、文化芸術基本法に書かれていることですが、画期的な条文です。 ○ 以下、順次進めますが、ご意見はありますか。
委員	○ 第23条、第24条の条文、これでいいと思いますが、議会基本条例との整合性等、今後、議会運営委員会で質問が出てこようかと思しますので、しっかりとした説明をお願いします。
会長	○ 第24条「町長の役割と責務」ですが、これは町長個人のことでなく、町役場（全体）の役割と責務と理解してください。それと、執行機関という表現のところがありませんでしたが、これには、町長の権限・支配下にならないものもあります。いわゆる行政委員会等で、教育委員会や農業委員会、監査委員などです。
委員	○ 質問ですが、第2条での定義のところでは、執行機関について「町長を含む町の行政事務を執行する機関」とあります。これを受けると、第24条では「執行機関の役割と責務」とした方がいいのかどうか。
会長	○ ご指摘のとおりですね。本文中の表現を「町長及び他の執行機関は」とするのもありますが、事務局の見解はどうですか。
事務局	○ 第8章の並びが、町議会、町議会議員、そして、町長、町職員としておりますので、第24条はやはり「町長の役割と責務」の方が納まりがいいと思います。他の条文でも、「町長は…」と出てくるところがあります。
委員	○ 条文の中に「執行機関」という文言を入れるのではなく（このままにして）、頭のところのカッコ書きを「執行機関の役割と責務」、第25条では「執行機関町職員の役割と責務」とすればいいのでは。

会長	○ これについては、法制担当と協議して決めてください。 ○ 次の第26条「総合計画」ですが、自治法の改定により、総合計画策定の義務付けはなくなりましたが、町民への公約書であり大事な最上位計画ですので、まちづくり基本条例できちんと位置付けておこうというものです。
委員	○ 副町長にお尋ねしますが、ここで総合計画を謳うことでの見解・決意をお聞かせください。
事務局	○ 今後も大切な計画として位置づけるということでございます。
会長	○ 第2項で「個別計画をつくるときは、総合計画との整合を図る」、第3項で「必要の応じて見直しを行う」とあるとおり、総合計画はできて終わり、審議会も解散というものではなく、非常に厳しい位置づけとなっております。町長も議会も政治責任が問われる大切な計画です。
副町長	○ ご指摘・ご意見にあった通り、「河合愛A I 構想」という総合計画に基づいて、着実に進行管理してまいりたいと考えております。
会長	○ 次の第27条「財政運営」、これは現在やっていることだと思います。次の第28条「政策法務」はいかがでしょうか。
委員	○ 事務局に確認ですが、今後ともこの条文に基づいてしっかりとやってください。
会長	○ 法定外自治事務についても、図書館の運営等々結構あるので、しっかり条例で定めてください。 ○ 次の第29条「法令順守及び公益通報」ですが、「必要な事項は別に定める」とあるので、今後条例を定めるということとなります。先ほどの「政策法務」も含め、法制担当は大変ですが、よろしく。
委員	○ 現在、公益通報に関する町の要綱があるので、逐条解説書に掲載しながら、当要綱、公益通報者保護法、当条例のもと、しっかりと運用するようお願いします。
事務局	○ 要綱の逐条解説者への記載、そして、しっかりと運用してまいりたいと思います。

会長	○ 第30条「説明責任及び応答責任」、よろしいですか。次、第31条「広報広聴、パブリックコメント」ですが、これも「必要な事項は別に定める」とあるので、今後、条例か規則を制定する運びとなります。
事務局	○ パブリックコメントについての包括的な取り決めに定めるとともに、詳しくは要綱や計画をつくって進行管理してまいります。
会長	○ 第32条「行政手続き」、これは町民の皆さんにはわかりにくいかもしれませんが、行政手続法は国の事務に関するものですので、地方公共団体の自治事務については国の法律の範囲から外れます。そこで、これらについては、既に制定済みだと思いますが、行政手続条例が必要ということです。それを記載している条文です。 ○ 次の第33条「行政評価」ですが、「努めなければなりません」とあるとおり、義務を課しています。したがって、進行管理のためのロードマップと審議会が必要と考えます。毎年評価しながら、それを翌年度の予算等に反映させていくことが大切です。
委員	○ 条文はこれでいいと思いますが、これは執行機関に課せられている責務です。町全体となると、議会も入ってくるので、議会基本条例で定められてはいますが、当条例に謳う必要があるのかどうか。
事務局	○ 議会については、すでに議会基本条例で定めているので、当条例で謳う必要ないと考えております。
会長	○ 次の第34条「外部監査」ですが、「別に定めるところにより」とあるが、これは何でしょうか。
事務局	○ 包括外部監査ではなく、過去に、個別外部監査を行っておりまして、それについて条例で定めております。
会長	○ 外部監査には種々問題もあるのが現状でして、行政のことをわかっていない人による指摘等もありますね。包括外部監査のコスト・労力も大変ですので、しっかり見極めながら取組んでください。 ○ 次の第35条「危機管理」、ご意見ありますか。
委員	○ 条文に、町は「自助・共助・公助の役割を明確にし」と入れる。逐条解説書には、「自助・共助・公助」の意味・意義を入れてはどうか。
事務局	○ 大切なことですので、条文に入れる、また逐条解説書にも入れることを

	検討します。
会長	○ 第36条「町民投票」ですが、ご意見をどうぞ。
委員	○ 「町民投票」ではなく、「住民投票」とすべきでは。町民は、第2条の定義のところで住民以外の者も含めているので、有権者以外も投票できると解釈される危険性がある。
会長	○ 第2項で「有権者」としているのですが、このままでもいいような感じもありますが、町民の中で選挙権を持っているものということがわかるよう、事務局で検討してください。 ○ 次の第37条「広域連携」は、これでいいですか。次の第38条「条例の位置づけ」はいかがでしょうか。
委員	○ 「条例の地位づけ」というタイトルではなく、「自治の最高規範」としてはどうか。
会長	○ 「自治の」と入れるなら、変えても問題はないと思います。 ○ 次の第39条「条例の見直し」はいかがですか。
委員	○ 第2項で「多様な手段を用いて」とあるが、抽象的すぎて曖昧。例えば「多様な手段を別に定めて」としてはどうか。
事務局	○ 逐条解説書では、多様な手段の事例を列記しております。
委員	○ 今後、パブリックコメントに関する条例等もつくるので、「別に定める」と入れてはどうかという意見です。
会長	○ 事務局で検討し、次回の会議に報告してください。 ○ 第40条「運用」ですが、推進委員会をつくるというのは大事なことで、進行管理していく大切な機関となります。
委員	○ 条例全体に関してですが、一般的な法律等の書き方を踏襲していると思いますが、もっと視覚的にわかりやすいような書き方にできないのか。これを見た町民にはわかりにくいのでは。例えば、①②と入れるなどはないのでしょうか。
会長	○ 法律や条例では記載方法が決まっていて、条に次に項、項の次に号というように、記載方法は全国共通ですね。

事務局	○ 分科会で提供した他都市の条例の資料は、わかりやすいよう、①②と表記したものもありますが、原本とは異なります。現在検討中の条文は、そのまま議会に諮れるよう、共通ルールのとおりに記載しております。
委員	○ 視覚的にわかりやすいよう、例えば第4条の「(1) 参加、参画と協働の原則」の部分に下線を引くとかはできないのか。町民にとっては、見やすく書かれている方がいいと思うので。下線を引くことができないなら、何らかの工夫ができないか。
会長	○ 「…の原則」の次に1字空けて説明しているのがわかりにくい、見にくいということですね。事務局で、法制と協議して可能な工夫を検討してください。
委員	○ 関連してですが、これで議会に諮られますが、町民に対しては、何かわかりやすい簡易なものを別途作成されるのではないかと思います。
委員	○ それはそれでいいと思いますが、そもそもの条文がもっと見やすいものになればいいので、下線を引くとか、罫囲みするとかできないのか、ということです。
会長	○ 逐条解説書ではそういう工夫は可能ですが、本体条文ではできませんね。それ以外の見やすくする可能な方法について、事務局で検討してほしいということです。
事務局	○ 逐条解説書では、もっとわかりやすくなるよう工夫してみます。
委員	○ 町民用に説明資料を準備しないといけない。図式化するなどの工夫をしたリーフレットのようなものを作成することを検討してください。
会長	○ 今出ているご意見は大変重要なことだと思っています。以前、奈良の別の自治体で市民に分かりやすいよう「奈良弁」で書いてくれという意見がありました。そんな事例はないだろうと申し上げましたが、実は高知県で方言を使ったのがありました。ただし、前文のところのみでした。本文は標準語です。使い慣れた方言を使うのは、その町の人たちにとってのみわかりやすいということですが、安定性・規範性には欠けます。条例はその町の住民以外にも関係したり、波及したりしますので、疑義がなく内容を共通理解できるようにすべきです。全国共通のルール、記載の仕方に沿うというのは、そういうことです。その枠組みの中で、できるだけわかりや

	すく見やすくする工夫をしようということです。
委員	○ 今の議論を聞いていてですが、逐条解説書にある「大字（だいじ）」ですが、私も転入してきた頃、「おおあざ」だと思っていました。こういうことがあるので、固有名詞などはきちんと誤解のないように説明すべきでは。
会長	○ そうですね、逐条解説書では振り仮名をつけるなどの工夫をお願いします。
委員	○ もう一点、逐条解説書 16 p の「PDCA サイクル」についても知らない方がいると思うので、カッコ書きで「プラン…」と表記すべきでは。
会長	○ 事務局、よろしくお願いします。 ○ 他にないようでしたら、これで案件審議を終わります。すべての条文の点検、ご苦労様でした。事務局に預けた検討課題・指摘事項については、次回の会議で報告してください
4. その他（中間提言について）	
事務局	○ 今後のスケジュール：「参考資料 1」で説明。 ・ 次回開催は、5 月 26 日（木）14 時から ・ 次回審議会で中間答申を行う予定
会長	○ 資料 4 「提言書（中間報告・提言）」説明 ○ 事務局の説明に関し、ご質問・ご意見はありますか。（なし）
5. 閉会	
会長	○ それでは、これで第 7 回審議会を閉会します。ご苦労様でした。
事務局	○ 長時間、ありがとうございました。